

セーフティネット保証
5号ハ－①の規定による認定申請について

＝手続きについて＝

- ①中小企業信用保険法第2条第5項第5号ハ－①の規定による認定申請は、下記の書類を添えて、市役所商工振興課へ申請してください。
- ②法人の認定申請は、本社登記及び事業所が白井市内にあることが条件となります。
- ③個人の認定申請は、主たる事業所が白井市内にあることが条件となります。
- ④申請書の受理後、原則翌日(土日、祝日除く。)交付いたしますので、余裕を持って申請してください。

＝認定要件＝

- ①1つの指定業種に属する事業のみを行っている、又は、兼業者(※1)であって、行っている事業が全て指定業種に属する。
- ②円高の影響により、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して10%以上減少することが見込まれること。
 ※1 兼業者とは、2以上の細分類業種に属する事業を行っている中小企業者をいう。
 ※2 最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定することも可能。
 ※3 売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面(理由書)が必要。

《提出書類》

	提出書類	部数	備考・注意事項
【法人・個人共通】	①様式第5ハ－①認定申請書	2	※両面印刷で印刷すること。
	②(ハ)－①の添付書類	1	
	③最近1か月と見込み2か月及びこの月に対応する前年の3か月売上高がわかるもの	1	月別試算表、総勘定元帳または売上台帳の写しなど ※添付できない場合は、売上高明細表を提出すること。
	④許認可書の写し	1	指定業種が許認可業種の場合は添付すること。
	⑤理由書	1	売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記入する。
【法人】	①登記簿謄本	1	履歴事項全部証明書でも可。 (発行から3ヶ月以内)
	②決算書(前年度分)の写し	1	税務署の受付印あるもの。 (当該3か月が期をまたぐ場合は、ひとつ前の期も必要です。)
【個人】	①確定申告書(前年度分)の写し	1	税務署の受付印あるもの。 (当該3か月が期をまたぐ場合は、ひとつ前の期も必要です。)
	②本人の現在住所のわかるもの	1	運転免許証・健康保険証など 事業所の住所地と住民登録がされている住所地の確認のため必要となります。